

久保台建築協定運用指針

(目的)

第1条 この久保台建築協定運用指針（以下「運用指針」という。）は、久保台建築協定（以下「協定」という。）に関し、久保台の住環境を維持・保全を行うことに対し、必要な事項を定めることにより、協定の適切な運用を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この運用指針において、次の各号の掲げる用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）のほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 認可公告日 建築基準法第73条の規定により、特定行政庁が、協定の認可公告を行った日をいう。

(建築物の用途)

第3条 協定第5条第1号ただし書きの判断基準は、次に該当するものとする。

一 認可公告日に、現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物若しくはこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有するもので、委員会が同用途の建築物と認めるもの

(建築物の階数)

第4条 協定第5条第2号ただし書きの判断基準は、次に該当するものとする。

一 認可公告日に、現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物若しくはこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有するもので、委員会が同規模の建築物と認めるもの

(建築物の高さの最高限度)

第5条 協定第5条第3号ただし書きの判断基準は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 親族に相続されたものとして、委員会が久保台の住環境の維持及び保全に支障ないと認めるもの
- 二 認可公告日に、現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物若しくはこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有するもので、委員会が同規模の建築物と認めるもの

(建築物の敷地)

第6条 協定第5条第4号ただし書きの判断基準は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 親族に相続されたものとして、委員会が久保台の住環境の維持及び保全に支障ないと認めるもの
- 二 認可公告日に、現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物若しくはこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有するもので、委員会が同規模の建築物と認めるもの

(建築物の壁面の位置)

第7条 協定第5条第6号ただし書きの判断基準は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 親族に相続されたものとして、委員会が久保台の住環境の維持及び保全に支障ないと認めるもの
- 二 認可公告日に、現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物若しくはこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有するもので、委員会が同規模の建築物と認めるもの

(敷地面積の取り扱い)

第8条 協定及び運用指針における敷地面積の数値は、小数点以下を切捨てたものとする。

付 則

この運用指針は、平成19年6月27日から施行する。

付 則

この運用指針は、平成28年10月31日から施行する。